

第7条（紹介手数料） 甲による求職者の採用予定後、甲は乙に対し紹介手数料を支払うものとする。

紹介手数料は、一律 75 万円（税別）とする。

2. 前項は、第2条第1項の不採用決定の通知日から1年間以内に甲が乙を経由せず当該求職者に雇用の申し込みをし、当該求職者がこれを承諾したとき、甲の斡旋により甲の関係会社が当該求職者を採用予定したとき、または甲が乙に第2条第1項に定める採用予定書を提示せず、もしくは甲が乙を通さずに入社承諾書を求職者より直接に入手して、当該求職者が採用予定していたときにも適用される。

3. 乙は甲に対し、第1項の紹介手数料およびこれに係る消費税を新規採用予定者の採用を予定した月の末日までに請求し、甲はこれを新規採用予定者が採用を予定された月の翌月末日までに乙指定の銀行口座に振込により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。